

立案はできなかつたが、中川議員の提案されたこの法律は至極よろしいと思ふので、この成立を希望するという積極的意圖を持つておるのかどうか、それによつて私どもはこの法案をどうしようとは考えておりませんが、この法案の将来の財政の面における運命を左右いたしますので、この際文部省当局の責任ある言明を承つておきたいと思うのであります。

たのは、この提案がなされるまでの実際の経過を申上げたのです。これが我が提案されました以上は勿論定時制教育の実現を図るべきことは文部省として非常に重大なことでありますから、文部省といたしましてはこの法案の成立を強く希望しております次第であります。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言ありませんか。

○成瀬幡治君 勤労青年を対象として定時制とそれから青年学級の一本建

たのは、この提案がなされるまでの実際の経過を申上げたのです。これが埠案されました以上は勿論定時制教育の振興を図るべきことは文部省として非常に重大なことでありますから、文部省といたしましてはこの法案の成立を強く希望しておる次第であります。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言ありませんか。

○成瀬幡治君 勤労青年を対象として定時制とそれから青年学級の一本建で、まあ或いは通信教育もありますが、それを入れれば三本建でございますが、三本建で一つ何とか勤労青年を見て行こうじゃないか、趣旨は私たちも了とするわけですが、文部省としては学校教育というものと、それから青年学級というものは一つの社会教育に私は重点が置かれると思うのです。文部省としてはどういうお考えなのか、いわゆる学校教育というもので勤労青年というものを対象として教つて行こうじゃないかという考えが重点であるのか、まあ定時制をこらあたりにそろそろして置いて、一つ今後は社会教育の一環であるところの青年学級といふようなものに重点を置いて、そうしてこの勤労青年をみて行こうとされるのか、私はその基本方針をお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(大庭茂雄君) 文部省いたしましては別に輕重の差別をつけておるわけではありません。先ほど相馬委員の御質問にお答えいたしました通り、勤労青年教育いたしましては当初からこの定時制教育というものが言わば本筋の教育であります。ただ併しながらこれは現在の勤労青年の働きながら勉強するという建前からいつて、

定時制の教育を受ける余裕すらもない。という青年が御承知の通り非常にたくさんある、定時制教育を受け得る経済的にも或いは時間的にも余裕があるものが非常にパーセンテイジとしては少ないのであります。そこでその大多数の青年は今まで制度上向学の機会を与えられることがなしに放置せられておるのであります。そこで自然発生的に青年学生級というものが制度の上においては今日まで制度上向学の機会を与えられたものである。でありますからそれから助成をして、そうしてそれらの勤労青年に対する勉学の機会を与えるといふことが教育の機会均等の上から見ましても我が国の青少年の全般的教育の上から見ましても極めて大事である。こういう考え方で、青年学級振興法案というものを出しまして、従つて申上げまする通り、今後は青年学級の振興法のほうに力を入れて定時制教育はこれくらいにしてやめて置くという、そういう意味は絶対にないのです。これは御承知の通り程度におきましても、又資格をとる上におきましても差違があるのでありますから、定時制教育というものの振興は今後ますますやつて行きたい。併しそれだけでは全部の青年に対する教育というものが到底充足されませんから、青年学級の振興法ということを考え、両々相待つて我が国の勤労青年の教育の上に充実を図つて参りたい、こういうことであります。

れば、その上の又定時制の大学なら、学に進學したいというのが私は青年無条件的な心理だと思うのです。青年学級へ入りましてもこれは御承知のように、あなたが指摘されたように資本的にも何にも影響ないわけなんです。青年は定時制をもつと力を入れてやつて行きになるなら、私は勤労青年学級設けるというような点は非常に限られたる範囲になつて来ると思うのです。青年は言葉で言うなら、文部省がこの定時制の学校に対して力を入れなかつた。入れない結果が私は自然発生的に出たのじやないかという逆な論理も立つんじやないかと思うのです。定時制高校に対する力を入れなかつたことの証據がここに現われて来ておると用うのです。一つの県をとりましてみて一番多く出でる福島県などを見ますと、青年学級は九百八十五ある。これに対して定時制高校は七十八しかなかつた。これは村に一つくらいずつ定時制高校といふものがあつたならば、私はこういうことはなかつたと思う。あかつたは、先ほど聞いていると十分力を注いで来た、そこへ以て来てなお青年学級といふようなものが自然発生的に出て来たのだと、こういうふうな御答弁に受取れるわけでございますが、私はどう定時制高校に対する今までやつて來たことは十分でないと思う。こういうふうに私は考えるわけですが、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

ことはないんだということは、ほつきり申上げた。定時制の教育は今後ますます充実して参りたい、こう思つております。

○成瀬暢治君 定時制の高校を十分しなければならないんだ、こうおつしやるわけですが、私はこのそれに対しても提案者である中川さんにお尋ねするわけですが、これで以て向学心に燃えておる多くの青年というものは救われるか、財政的の裏付けも十分なし得るのだと、こういうふうにお考えになつて提案されておるのか。これじや非常に不十分だ、ここは困るのだ、こういう点があるなら私は端的にここで御指摘が願いたいと思います。

○衆議院議員(中川源一郎君) 働く者は定時制教育、この問題につきましては文部省委員各位の格別の御心配を頂きまして有難う存じます。今日までこの法律ができましてから、恵まれなかつた子供が働きながら学ぶことのできる、機会均等を与えられましたということは誠に仕合せでございまして、その教育を受ける生徒の数が累年増加いたして参つております。この状態で参りますならば、恐らく十年先には百万以上、只今よりも増加する。只今は五十八万人以上でございますが、百五十万、六十万ということになるであろうということは、私は明らかな統計によつてみられるのでござります。今日までは御承知の通り高等学校は地方自治体のほうで、或いは府県、或いは町村が主として校舎の設備並びに内容の充実を図つて参つたわけでございます。教職員の俸給の補助につきましては平衡交付金の中から四割充てられておるのでござりますが、何分地方自

治体におきましても、中学校等の義務教育の充実のために追われて参りまして、なかへ困難な事情がございます。思うように定期制教育につきましては、内容の充実を図るということは至難な状態でございます。こういうふうにやりたい、あいのうふうにやりたいと思うことがたくさんございます。併しながらそれも誠に不十分な状態でございまして、文部大臣も一般教育の基本方針について新聞で発表いたされましたように、定期制につきましては、今後一層力を入れたいという力強い御意見を承わりまして、私どもも感謝いたしておりますのでござりますが、只今のことでは三千百五十四の全国の定期制高等学校のうちで、内容の充実していないものは恐らく千以上ある。誠にそのうちでは乏しいものがございまして、黒板と白墨だけくらいしかない、ミシン一台で數十名の女生徒を教えなければならんというような貧弱なものもござります。これらにつきまして、一日も速かにこの内容の充実を図りまして、高等学校としての最低の施設が施されますように念願いたして、そうしてこの法案を提出さして頂いたわけでござります。

○成瀬幡治君 私も財政的な問題についてどうこうという点について、大変労苦勞なさつておる点はわからぬと思います。どうぞ一つ審議に当りまして、この点御質疑頂きまして、よろしくお願ひを申上げます。

○成瀬幡治君 私も財政的な問題についてどうこうという点について、大変労苦勞なさつておる点はわからぬと思います。どうぞ一つ審議に当りまして、この点御質疑頂きまして、よろしくお願ひを申上げます。

○衆議院議員(中川源一郎君) 最低の額の法案を提出さして頂いたわけですが頂きたいと、こう思うのです。

○衆議院議員(中川源一郎君) 最低の額の法案を提出さして頂いたわけですが頂きたいと、こう思います。

設の定時制高校の場合も多うございまして、もう地方には多うございまして、そういう場合において校舎の建築というところにつきましては、或いはせめて起債などを許してもらいたい、或いは補助金をもらいたいというような伺きも多うございます。併し施設も設備も一気に出すということが国家財政の都合を見ましてむずかしいのじやないか、こう考えまして、不十分ながら設備だけを提案いたした次第でござります。

私は承わりたいと思うのですが、前に青年学級振興法という実は法案が出たわけでございます。私は定時制高校といふものを充実して行く、そうしましてもなお学校に通えないような、地域的にどうしても私は不可能なところが出て来る、こう思うわけです。そういう所はやはり青年学級で或いは救つて行かなくちやならない、ということも考慮されるると思うのですが、そういう所に対する対策としては、例えはラジオで以てそれを補つて行く。いわゆる通信教育ですね。そういう点でやれば私は救われて行くのじやないか。だからここで最も力を注がなくちやならない点は、自然発生的に青年学級が出て来たと、こう答えられます。私はそういう点に非常に力が抜けた、今後そういう面を努力して行つたならこういうものもなくなつて来るのじやないか。そういう私は目標を持つてこの法案を提出され、今後もそれに対して努力をしていき、こう思つわけですから、ここに出でおるのは最低である。だからこれはいつかは修正もされ、もつと高度のものになつて来るのだと、こういうことを予定しておいでになるのかどうか、それを予定されておるかどうかが、いうのが一つと、それから今申しまして、たように、勤労青年を救うには青年学級が救うのじやない、飽くまでも私は定時制高校といふものが救つて行くのでございますが、中川さんはどううふにお考えになつておるのか、この二点をお答え願いたいと思います。

は通信教育を受け、通信教育さえも学べないという者がありますれば、通信教育とと共に青年学級に社会教育として教育ぶということもこれは適当なことじゅうぶんないかと思ふのですが、青年学生だけでも満足のできないということでもございましたならば、更に通信教育へ、或いは又定時制によつて単位を取らりまして、そうして資格を取るとしても必要である。又地方の実情に従いまして、定時制に学びながら青年学生の特別な教育を受けて、地方の実情に即した学びをするという、社会教育を受けるということも必要であるからと、私は両々相待つて青少年の教育を振興さすべきものではないかと、こう思つてございますが、御承知の通り、中学校だけを卒業いたしました孝といたしましては、実業界に出しましても十分役立つというわけには参りませんで、もう少し上の教育を経て、或いは専門的な或いは又技術的な教育を受けまして、そうして立派な実業家とならなければならんと思うのであります。定時制さえ学べない者は青年学生に学ぶことも必要なことじゅうぶんなかと思います。又青年学級から更なる進歩を期す定時制に入つて行くということも大変結構である、こういうふうに私は考てております。

うなどころに対しても、例えばラジオを備えつけるようなものも補助の対象になるとか或いは照明を、暗い所ですから照明の問題についても、それを改善するというようなものもその補助の対象になるか、或いはシャワーと申しますが、そういうものまで対象になるのか、本当にその校舎だけのものを対象にしておみえになるのか、その辺の内容を私は一つ御説明が願いたいと思います。

○衆議院議員(中川源一郎君) 定時制においては理科設備というものを第一の主眼といたしておりますし、又照

明というようなものも対象といたしました。設備全般に亘って定時

制においては対象といたしまして、十億余りの金が要るわけでございます。

それから通信におましましては、図書の編集というようなものにつきま

しては、只今私の方では提案をいたしておりません。必要なことはございませんけれども、設備だけを対象とい

たしまして提案いたしましたような次第でございます。

○成瀬幡治君 この間理科教育振興法

といいますか、そういう法律が通つたのでありますか、あなたは理科設備云々と言われたのですが、そつちのはうとの関係では、理科教育振興法では定

時制高校の理科設備は除外されておりません。だからこれを入れたと、こう了承してい

いのですか。

○衆議院議員(中川源一郎君) 今度通過いたしました理科設備を定時制にこ

れを利用して運営していくということ

をしておられるのがございますが、これは先ほど申しましたように、三分の一

の補助で十カ年計画、一年度分が既設

の学校に対しても充実するように、又

いたしておるのでございますが、これ

は、これは地方法がそうなつておるか

ら止むを得ないと、こうお考えになつておるのか、或いはこういう問題につ

いては初めてここで聞いて知らなんだ

でござりますならば、それも大変結構であります。又産業教育振興法、すでに出ておりますあの設備を、定時制であります。(併しこの定時制の中の予算には入つてない、これは別個に扱つて頂くという……)

○成瀬幡治君 私はこの法律が通るとされようとしてございますが、実は昭和二十八年度の予算には私は一厘も計上

されていないと思ふこのための予算と

いうものは、そうしますとあなたは大蔵省と若干その予算関係において折衝

されておると思う。そうでなければ財政の裏付けのない法案などはお出しに

なるはずはないと思う。そうすると少くとも二十九年度の予算案においては、例え最も十億というものが組ま

れるという、こういう言質を私はお取

りになつておると思う。それはどなたとお約束になつておるのか、その点を

あつて、片一方でそれで予算の裏付け

をするとかいうことになつて、折角予算獲得を努力されましても崩れるよう

なことがあつては大変だと思う。この

問題につきましては大蔵省もそういう

ようなことを言つておる。文部大臣としては当然予算獲得に努力されるもの

と了承もし、又これは当然なものと考

えておるのであるのですから、この点について

私は質疑はやめまして、一つこれと

はちよつと関係がないわけですが、折

角大臣がお見えになるから二つだけ質

問を許してもらいたい。と申しますこ

とは、地方公務員法の二十二条により

ます。そこから考へてもよくない

ことは、私は名前をここで発表するの

通りに、地方法の上で参ります

大臣を初め各当局におかれましては

ございませんが、これに対しましては

大臣を始め各当局におかれましては

ございませんが、これに対しましては

承認の通り助言、指導、勧告以上の措置はとらないのです。

○成瀬輝治君

あなたの御答弁によりますと、そういう事実があつたならこそ、教育委員会に対し監督をし、或いは助言を与えて報告をする。こういうふうに承るわけでござりますが、そういうことが事実であつたとするなら、そういうことをおやりになると、こう了承して差支えありませんか。

○國務大臣(大連茂雄君)

抽象的な板定的なお話でありますから、さような事実は、まあこれは理科教育には限らんと思いますが、あれば直ぐそういう勧告をするかどうかということは、これは具体的な場合でないと申上げられません。ただ全般的にそういうことがから見て甚だ重大な問題と化するといふことになれば、無論できるだけそういうことのないようにして勧告をし

が事実であるなら、私は文部大臣として当然やるべき責務であり、果してもらわなければならんと思う。それを

事実でないのとどうだとかという話です。そういうことが仮定の事実で、それが事実であるか否かは、私は事実であるかないか調査して、又の機会に私は文部大臣にやろうと考えておるわけですが、答えられんというなら私も申上げられません。又私は事実であるかないか調査して、又の機会に私は文部大臣にやろうと考えておるわけですが、それを

事実でないのとどうだとかという話であります。この点につきましては、提案者のお考えと全く同感でござりますが、この勤労青年の教育の振興もわなればならんと思つた

が事実であるなら、私は文部大臣として当然やるべき責務であり、果してもらわなければならんと思う。それを

事実でないのとどうだとかという話であります。そのうえを含めたものを

提出になつたのじやないかといふうに考えるわけでござりますが、併しこ

私は提案者と同じように勤労青年の教育の振興的重要性を感じておる一人でございます。この点につきましては、提案者のお考えと全く同感でござりますが、この勤労青年の教育の振興もわなればならんと思つた

が事実であるなら、私は文部大臣として当然やるべき責務であり、果してもらわなければならんと思つた

が事実であるなら、私は文部大臣として当然やるべき責務であり、果してもらわなければならんと思つた

が事実であるなら、私は文部大臣として当然やるべき責務であり、果してもらわなければならんと思つた

が事実であるなら、私は文部大臣として当然やるべき責務であり、果してもらわなければならんと思つた

○國務大臣(大連茂雄君)

只今申上げましたようにこれは理科教育とは限りませんが、併し寄附を強制的に集めるといふことであれば、これは甚だよくない。これは水害の場合でも必ず強制的に集めるとか、或いは又強制的にどうでも持つて来いと言わんでも、大体の実際の空気が子供のほうから言ふと、或いは父兄の側から見ると或いは強制的だと感するといふ金の集め方をするといふことは、これは穢れでない。ありますから、そういうものにつきましては具体的な事実について善処したい、こう思つております。

○衆議院議員(中川源一郎君)

日本に教育を普及徹底させる、殊に貧しい恵まれないものの教育というものにつきましての教育の機会均等等を与えるためにはいろいろの方策があらうと存じます。今日の法律化されておるものでは

○荒木正三郎君

それから私立学校を入れたいといふ

ことは私どもは念願といひたしておつたのでござりますが、提案いたしました

○衆議院議員(中川源一郎君)

大雑把な計画はござりますけれども、

○衆議院議員(中川源一郎君)

都道府県に増設の必要を我々は認めておるのでござります。そういうふうに立とか公立の学校に大学を開設しても

○衆議院議員(中川源一郎君)

立しまして定時制とも関連した上級の学校が必要なことは申すまでもない

○衆議院議員(中川源一郎君)

校が必要なことは申すまでもない

学校は三円を集めると、そのために小学校は二円、中学校は二円、高等

○高橋道男君

議題に帰つて議事を進行されんことを希望いたします。

○委員長(川村松助君)

只今の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案については簡単に御質問申上げます。

○荒木正三郎君

私少しお体を痛めてお

う考へてみても不合理なことであり、こんな馬鹿なことが行われるということはないと思う。だからこういうこと

○成瀬輝治君

私は具体的だと思うのです。

○衆議院議員(中川源一郎君)

日本に教育を普及徹底させる、殊に貧しい恵

○衆議院議員(中川源一郎君)

日本に教育を普及徹底させる、殊に貧しい恵

みは幾らかの金を醸出するということは、別個だと思う。こういうようなこ

とは獎励もしなければどうこうという問題ではなくて、やはり私は期待を多く持つたほうがいいと思う。ところが

○高橋道男君

議題に帰つて議事を進

行されんことを希望いたします。

○委員長(川村松助君)

只今の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案については簡単に御質問申上げます。

○荒木正三郎君

私少しお体を痛めてお

う考へてみても不合理なことがあり、こんな馬鹿なことが行われるということはないと思う。だからこういうこと

○成瀬輝治君

私は具体的だと思うのです。

○衆議院議員(中川源一郎君)

私は具体的だと思うのです。

○衆議院議員(中川源一郎君)

日本に教育を普及徹底させる、殊に貧しい恵

○衆議院議員(中川源一郎君)

日本に教育を普及徹底させる、殊に貧しい恵

みは幾らかの金を醸出するということは、別個だと思う。こういうようなこ

とは獎励もしなければどうこうという問題ではなくて、やはり私は期待を多く持つたほうがいいと思う。ところが

○高橋道男君

議題に帰つて議事を進

行されんことを希望いたします。

○委員長(川村松助君)

只今の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案については簡単に御質問申上げます。

○荒木正三郎君

私少しお体を痛めてお

う考へてみても不合理なことがあり、こんな馬鹿なことが行われるということはないと思う。だからこういうこと

○成瀬輝治君

私は具体的だと思うのです。

○衆議院議員(中川源一郎君)

私は具体的だと思うのです。

○衆議院議員(中川源一郎君)

日本に教育を普及徹底させる、殊に貧しい恵

○衆議院議員(中川源一郎君)

日本に教育を普及徹底させる、殊に貧しい恵

○衆議院議員(中川源一郎君)　お説の
　　の法案では必ず政府が予算支出をしな
　　ければならんという義務規定はないよ
　　うに思うのですが、これで果して政府
　　が予算を組むかどうか。そういう点に
　　ついて一つ提案者のほうの御説明を願
　　つておきたいと思います。

て、賛成の御意見がありますが……。
○荒木正三郎君 質疑を打切れといふ
動議ですか。何ですか。
○委員長(川村松助君) ちよつと速記
とめて。

木君のほうの中にこれを解消するだけの度量があるのかどうか、この二点だけを伺いたい。

う遠くないのですから、その間、休憩中にこの両法案を継続審議の形で審議して、そうしてこの両提案者が相談をして、文部委員会として超党派的に、我々全部が快く賛成できる。そうてもつといい案を作ることこそ、勧学金三に対する

午後七時一分開会
○委員長(川村松助君) 再開いたしま
す。
事情がありまして、本日はこれを以
て散会いたします。
午後七時二分散会

八月四日本委員会に左の事件を付託された。

(衆) 財團法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案

財團法人労働科学研究所に対する
国有財産の譲与に関する法律案
財團法人労働科学研究所に対する
る國育才施設の運営に関する法律

(一) 法律の目的

に就いて研究会及び講習会は依る事業の発達に資するため、財団法人労働科学研究所に対する助成について

て規定するものとする。
（譲与）

第二条 政府は、財團法人労働科学研究所（以下「財團」という。）に対

し、財團が行う前条に規定する事業の用に供するため、他の法令の規定にかかるらず、この法律施行の察國有財産台帳上東京都世田谷

区祖師谷二丁目千二百二十六番地
所在の国有財産たる施設並びに当
該施設の用に供し、及び当該施設
を備え付けて、ある効果(ニシテ)

に付けていたる事項のうち
の施設及び動産の従物を含む。
以下同じ。)を譲与することができ

○深川タマヱ君 議事進行について……あと十分で社会党が総会を開きなさるそうでござりますけれども、恐らく十分の後には本会議のベルが鳴りそうですございますから、一つ十分の間にこの質疑を適当に調整なさいまして、成るべくまとめるようになつて……。

〔異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（川村松助君） 只今深川君の議事進行についての御発言がありまし

かといふことは右には理解ができないし
のです。ですから、この二つの法案を
同時に審議して、そうして両提案者が
相談してここで通すほうが、より完全
な法案を作つて通すのが将来のために
いいのではないか。そういうふうに私は
は考へるのです。これが一点。それと
これを急いで自由党の諸君たちがこれ
を通じて、あとで又荒木君の法案を審
議して、そのほうがいいということが
はつきりしましたならば、こちらの荒

まして、そうして一つ我々の理想とするところまで達成いたしまして、多くの青少年に教育の機会均等を得せしめなければならないということを考えまして、むしろ私どもが提案いたしました法案は、不備な点が多くございます。どしどくこれを修正をして頂きまして、又予算を伴うようにして頂くことを私は念願しておりますのでありますと いうわけでござります。

時制教育及び通信教育振興法案について、創木さんはほうから動議が出ておりますが、御賛成のかたは挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(川村松助君) 多数でござります。よつて質疑はこれを以て打切ります。

暫く休憩いたします。

午後一時三十六分休憩

し、財團が行う前条に規定する事業の用に供するため、他の法令の規定にかかわらず、この法律施行の際国有財産台帳上東京都世田谷区祖師谷二丁目千二百二十六番地所在の国有財産たる施設並びに当該施設の用に供し、及び当該施設に備え付けられている動産(これららの施設及び動産の従物を含む。以下同じ。)を譲与することができ

第七部 文部委員會會議錄第十九号

昭和二十八年八月五日
〔參議院〕

(譲与された財産の指定用途以外の使用等)

第三条 財團は、前条の規定により譲与を受けた財産を、文部大臣の許可を得ないで第一条に規定する事業の用以外の用に供してはならない。

2 前条の規定による譲与の所管大臣は、財團が前項の規定に違反し、その他譲与の条件に違反したときは、文部大臣の意見を聞いて、当該譲与に係る契約を解除することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条に規定する施設及び動産で同条の規定による譲与の際現に国が使用しているものについて、当該譲与後もなお引き続き国が使用することを必要とするときは、国は、当分の間、引き続き当該財産を無償で使用することができます。